

第3回千葉県内水面漁場管理委員会 会議次第

期日：令和7年6月25日（水）

午後1時30分から

場所：プラザ菜の花3階「菜の花」

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選出

4 議 題

- (1) 内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間について（諮問）
- (2) 内水面における水産動植物の採捕の許可方針について（協議）
- (3) 千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について
- (4) 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について
- (5) その他

5 そ の 他

6 事務局連絡事項

7 閉 会

第1号議案

内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間
について（諮問）

このことについて、令和7年6月10日付け漁資第232号で知事から
別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和7年6月25日

会長 立岡 大助

千葉県内水面漁場管理委員会 様

内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間に
ついて（諮問）

令和7年7月31日をもって採捕の許可の有効期間が満了する下記の採捕
の許可につき、採捕の許可の有効期間を下記のとおり定めたいので、千葉県
漁業調整規則第33条第5項ただし書の規定により諮問します。

令和7年6月10日

千葉県知事 熊谷俊人
(公印省略)

記

1 採捕の種類

- (1) 刺し網（利根川以外における重ね式刺し網を除く。）
- (2) 地びき網
- (3) 四手網（方二メートル以上のものに限る。）
- (4) 張網
- (5) ふくろ網（掛ぶくろ網、地ごく網、かし木張網、落し網、長ぶくろ網、張切網及びこれらに類するものを含む。）
- (6) 建干網（干し揚げ）
- (7) かぶせ網（おおげ網及びこれらに類するものを含む。）
- (8) 投網
- (9) すくい網（船を使用するものに限る。）
- (10) 柴漬

(1 1) おだ

(1 2) せん (うけを含む。)

(1 3) はえ縄

(1 4) うなぎ鎌

2 許可の有効期間

許可の日から令和10年7月31日まで

第2号議案

内水面における水産動植物の採捕の許可方針について（協議）

このことについて、令和7年6月10日付け漁資第232号で知事から別添のとおり協議がありましたので審議されたい。

令和7年6月25日

会長 立岡 大助

漁資第232号
令和7年6月10日

千葉県内水面漁場管理委員会
会長 立岡大助様

千葉県知事 熊谷俊人
(公印省略)

内水面における水産動植物の採捕の許可方針について（協議）

令和7年8月1日以降における下記の採捕の許可方針については、別添方針案により
取り扱いたいので協議します。

記

1 採捕の種類

- (1) 内水面水産動植物採捕許可方針
- (2) うなぎ鎌による採捕許可方針
- (3) 地びき網による採捕許可方針
- (4) 刺し網、柴漬、おだ、せん及びはえ縄による採捕許可方針
- (5) 張網、ふくろ網及び建干網による採捕許可方針

内水面水産動植物採捕許可方針（案）

令和2年11月26日制定

（趣 旨）

第1条 千葉県内水面における水産動植物の採捕の許可（次条に掲げる漁具又は漁法に限る。以下「採捕の許可」という。）に関する取扱いについては、千葉県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（漁具又は漁法）

第2条 この方針に係る漁具又は漁法については、次のとおりとする。

- (1) 四手網（方二メートル以上のものに限る。）
- (2) かぶせ網（おおげ網及びこれらに類するものを含む。）
- (3) 投網
- (4) すくい網（船を使用するものに限る。）

（許可の基準）

第3条 採捕の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 採捕の許可の対象となる採捕行為は次のとおりとする。
 - ア 漁業権の設定されていない区域で採捕する場合
 - イ 漁業権の設定されている区域において、漁業権の内容となっていない魚種について採捕する場合
- (2) 採捕の許可をすることができる者及び採捕に従事する者は、千葉県内に主たる住所を有している者とする。ただし、許可を受けた者が法人の場合、その採捕に従事する者は、この限りでない。
- (3) 第5種共同漁業権設定区域において（1）のイの採捕をする場合には、当該漁業権者の同意を得た者でなければ、採捕の許可をすることができない。

（採捕する区域）

第4条 採捕する区域は、前条（1）に規定する対象区域のうち、一河川湖沼（支派川を含む。ただし、利根川については、本流及び一支派川ごととする。）ごととする。ただし、この区域に包含される狭小区域の申請の場合は、この限りでない。

（採捕する期間）

第5条 採捕する期間は、周年とする。ただし、これよりも短期間の申請の場合は、この限りでない。

（許可の有効期間）

第6条 採捕の許可の有効期間は、規則第33条第5項の規定により3年とする。ただし、当該採捕の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

（許可の申請）

第7条 採捕の許可を受けようとする者は、規則第33条第3項の規定による申請書に次の書類を添え知事に提出しなければならない。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 漁具の構造及び大きさを表す図面
- (3) 漁業協同組合員の場合は、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (4) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び船舶所有者の印鑑証明書
- (5) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (6) 第5種共同漁業権設定区域の場合は、当該漁業権者の同意書

(7) 適格性に関する申立書

(8) 第10条で定める場合は、旧許可証又はその写し及び返納届

(9) その他知事が必要と認める書類

2 採捕の許可を受けようとする者が複数の申請書をまとめて提出する場合は、前項(1)の書類はまとめた申請書に1通をもって足りるものとする。

3 漁業協同組合が、水産事務所及び漁業資源課が管轄する区域ごとに、その区域内に主たる住所地を有している組合員の申請書を取りまとめて提出する場合は、第1項(2)、(3)及び(6)の書類は当該取りまとめた申請書ごとにそれぞれ1通をもって足りるものとする。

(条 件)

第8条 採捕の許可に付する条件は、採捕の種類、採捕する区域及び期間のほか、次のとおりとする。

(1) 第5種共同漁業権設定区域内において採捕を行う者は、当該漁業権に基づき採捕する者へ万全の注意を払い、その操業を妨げてはならない。

(2) 漁業調整上等の必要により、知事が指示した場合には直ちに採捕を中止し、知事の指示に従わなければならない。

(3) 採捕終了後1月以内に採捕の結果を知事に報告しなければならない。

(採捕結果報告書)

第9条 前条(3)の採捕の結果の報告は別記様式によるものとする。

(採捕の種類、採捕する区域及び期間の変更)

第10条 採捕の許可を受けた者が、採捕の種類、採捕する区域及び期間を変更しようとするときは、許可証を返納するとともに、再度許可を受けなければならない。

(試験研究等の適用除外)

第11条 この方針は、規則第48条の規定による試験研究等の許可(特別採捕許可)に関する取扱いについては適用しない。

附 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

2 内水面水産動植物採捕許可方針(昭和52年7月8日施行。以下「旧方針」という。)は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第6条の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

3 令和4年7月1日一部改正

4 令和7年●月●日一部改正

(別記様式)

〇〇〇〇による採捕結果報告書 (年 月～ 年 月)
令和 年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

許可番号 第 号

月	採捕日数 (日)	採捕量 (kg)	主たる採捕物の種類
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
合計			

(備考)

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

内水面水産動植物採捕許可方針 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の有効期間) 第6条 採捕の許可の有効期間は、規則第33条第5項の規定により3年とする。ただし、当該採捕の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</p> <p>(条 件) 第8条 (略) (1) ～ (2) (略) (3) 採捕終了後1月以内に採捕の結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(採捕結果報告書) 第9条 前条(3)の採捕の結果の報告は別記様式によるものとする。</p> <p>(試験研究等の適用除外) 第11条 この方針は、規則第48条の規定による試験研究等の許可(特別採捕許可)に関する取扱いについては適用しない。</p>	<p>(許可の有効期間) 第6条 採捕の許可の有効期間は、許可の日から令和7年7月31日までとする。</p> <p>(条 件) 第8条 (略) (1) ～ (2) (略) (新設)</p> <p>(採捕結果報告書) 第9条 採捕の許可を受けた者は、許可の有効期間中の採捕結果を別記様式により、許可の有効期間終了後1箇月以内に、知事に報告しなければならない。</p> <p>(試験研究等の適用除外) 第11条 この方針は、試験研究又は教育実習のための採捕許可に関する取扱いについては適用しない。</p>

うなぎ鎌による採捕許可方針（案）

令和2年11月26日制定

（趣 旨）

第1条 千葉県内水面におけるうなぎ鎌による採捕の許可（以下「採捕の許可」という。）に関する取扱いについては、千葉県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（許可の基準）

第2条 採捕の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 採捕の許可の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、うなぎ漁業を内容とする第5種共同漁業権設定区域を除いた河川湖沼の区域とする。
- (2) 採捕の許可をすることができる者及び採捕に従事する者は、千葉県内に主たる住所地を有している者とする。ただし、許可を受けた者が法人の場合、その採捕に従事する者は、この限りでない。

（採捕の種類）

第3条 採捕の種類は、うなぎとする。

（採捕する区域）

第4条 採捕する区域は、第2条（1）に規定する対象区域のうち、一河川湖沼（支派川を含む。ただし、利根川については、本流及び一支派川ごととする。）ごととする。ただし、この区域に包含される狭小区域の申請の場合は、この限りでない。

（採捕する期間）

第5条 採捕する期間は、周年とする。ただし、これよりも短期間の申請の場合は、この限りでない。

（許可の有効期間）

第6条 採捕の許可の有効期間は、規則第33条第5項の規定により3年とする。ただし、当該採捕の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

（許可の申請）

第7条 採捕の許可を受けようとする者は、規則第33条第3項の規定による申請書に次の書類を添え知事に提出しなければならない。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 漁具の構造及び大きさを表す図面
- (3) 漁業協同組合員の場合は、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (4) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び船舶所有者の印鑑証明書
- (5) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (6) 適格性に関する申立書
- (7) 第10条で定める場合は、旧許可証又はその写し及び返納届
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 採捕の許可を受けようとする者が複数の申請書をまとめて提出する場合は、前項（1）の書類はまとめた申請書に1通をもって足りるものとする。

3 漁業協同組合が、水産事務所及び漁業資源課が管轄する区域ごとに、その区域内に主たる住所地を有している組合員の申請書を取りまとめて提出する場合は、第1項（2）及び（3）の書類は当該取りまとめた申請書ごとにそれぞれ1通をもって足りるものとする。

(条 件)

第8条 採捕の許可に付する条件は、採捕の種類、採捕する区域及び期間のほか、次の条件を付けるものとする。

採捕終了後1月以内に採捕の結果を知事に報告しなければならない。

(採捕結果報告書)

第9条 前条の採捕の結果の報告は別記様式によるものとする。

(採捕する区域及び期間の変更)

第10条 採捕の許可を受けた者が、採捕する区域及び期間を変更しようとするときは、許可証を返納するとともに、再度許可を受けなければならない。

(試験研究等の適用除外)

第11条 この方針は、規則第48条の規定による試験研究等の許可（特別採捕許可）に関する取扱いについては適用しない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 うなぎ鎌による採捕許可方針（昭和52年7月8日施行。以下「旧方針」という。）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第6条の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和4年7月1日一部改正
- 4 令和7年●月●日一部改正

(別記様式)

うなぎ鎌による採捕結果報告書 (年 月～ 年 月)
令和 年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

許可番号 第 号

月	採捕日数 (日)	採捕量 (kg)	主たる採捕物の種類
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
合計			

(備考)

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

うなぎ鎌による採捕許可方針 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の有効期間) 第6条 採捕の許可の有効期間は、規則第33条第5項の規定により3年とする。ただし、当該採捕の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</p> <p>(条 件) 第8条 採捕の許可に付する条件は、採捕の種類、採捕する区域及び期間のほか、次の条件を付けるものとする。 採捕終了後1月以内に採捕の結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(採捕結果報告書) 第9条 前条の採捕の結果の報告は別記様式によるものとする。</p> <p>(試験研究等の適用除外) 第11条 この方針は、規則第48条の規定による試験研究等の許可(特別採捕許可)に関する取扱いについては適用しない。</p>	<p>(許可の有効期間) 第6条 採捕の許可の有効期間は、許可の日から令和7年7月31日までとする。</p> <p>(条 件) 第8条 採捕の許可に付する条件は、採捕の種類、採捕する区域及び期間とする。 (新設)</p> <p>(採捕結果報告書) 第9条 採捕の許可を受けた者は、許可の有効期間中の採捕結果を別記様式により、許可の有効期間終了後1箇月以内に、知事に報告しなければならない。</p> <p>(試験研究等の適用除外) 第11条 この方針は、試験研究又は教育実習のための採捕許可に関する取扱いについては適用しない。</p>

地びき網による採捕許可方針（案）

令和2年11月26日制定

（趣 旨）

第1条 千葉県内水面における地びき網による採捕の許可（以下「採捕の許可」という。）に関する取扱いについては、千葉県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（許可の基準）

第2条 採捕の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 採捕の許可の対象となる採捕行為は次のとおりとする。
 - ア 漁業権の設定されていない区域で採捕する場合
 - イ 漁業権の設定されている区域において、漁業権の内容となっていない魚種について採捕する場合
- (2) 採捕の許可をすることができる者及び採捕に従事する者は、(1)に規定する対象区域に接する市町村に主たる住所を有している者とする。ただし、許可を受けた者が法人の場合、その採捕に従事する者は、この限りでない。
- (3) 共同漁業権設定区域において(1)のイの採捕をする場合には、当該漁業権者の同意を得た者でなければ、採捕の許可をすることができない。

（採捕する区域）

第3条 採捕する区域は、前条(1)に規定する対象区域のうち、採捕の許可申請者の主たる住所地の属する市町村に接している区域とする。
ただし、この区域に包含される狭小区域の申請の場合は、この限りでない。

（採捕する期間）

第4条 採捕する期間は、周年とする。ただし、これよりも短期間の申請の場合は、この限りでない。

（許可の有効期間）

第5条 採捕の許可の有効期間は、規則第33条第5項の規定により3年とする。ただし、当該採捕の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

（許可の申請）

第6条 採捕の許可を受けようとする者は、規則第33条第3項の規定による申請書に次の書類を添え知事に提出しなければならない。

- (1) 印鑑証明書
 - (2) 漁具の構造及び大きさを表す図面
 - (3) 漁業協同組合員の場合は、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
 - (4) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び船舶所有者の印鑑証明書
 - (5) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
 - (6) 共同漁業権設定区域の場合は、当該漁業権者の同意書
 - (7) 適格性に関する申立書
 - (8) 第9条で定める場合は、旧許可証又はその写し及び返納届
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 2 漁業協同組合が、水産事務所及び漁業資源課が管轄する区域ごとに、その区域内に主たる住所を有している組合員の申請書を取りまとめて提出する場合は、第1項(2)、(3)及び(6)の書類は当該取りまとめた申請書ごとにそれぞれ1通をもって足りるものとする。

(条 件)

第7条 採捕の許可に付する条件は、採捕の種類、採捕する区域及び期間のほか、次のとおりとする。

- (1) 日没から日の出までは採捕してはならない。
- (2) 第5種共同漁業権設定区域内において採捕を行う者は、当該漁業権に基づき採捕する者へ万全の注意を払い、その操業を妨げてはならない。
- (3) 漁業調整上等の必要により、知事が指示した場合には直ちに採捕を中止し、知事の指示に従わなければならない。
- (4) 採捕終了後1月以内に採捕の結果を知事に報告しなければならない。

(採捕結果報告書)

第8条 前条(4)の採捕の結果の報告は別記様式によるものとする。

(採捕の種類、採捕する区域及び期間の変更)

第9条 採捕の許可を受けた者が、採捕の種類、採捕する区域及び期間を変更しようとするときは、許可証を返納するとともに、再度許可を受けなければならない。

(試験研究等の適用除外)

第10条 この方針は、規則第48条の規定による試験研究等の許可(特別採捕許可)に関する取扱いについては適用しない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 地びき網による採捕許可方針(昭和51年12月25日施行。以下「旧方針」という。)は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第5条の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和4年7月1日一部改正
- 4 令和7年●月●日一部改正

(別記様式)

地びき網による採捕結果報告書 (年 月～ 年 月)
令和 年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

許可番号 第 号

月	採捕日数 (日)	採捕量 (kg)	主たる採捕物の種類
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
合計			

(備考)

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

地びき網による採捕許可方針 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の有効期間) 第5条 採捕の許可の有効期間は、規則第33条第5項の規定により3年とする。ただし、当該採捕の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</p> <p>(条 件) 第7条 (略) (1) ～ (3) (略) (4) 採捕終了後1月以内に採捕の結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(採捕結果報告書) 第8条 前条(4)の採捕の結果の報告は別記様式によるものとする。</p> <p>(試験研究等の適用除外) 第10条 この方針は、規則第48条の規定による試験研究等の許可(特別採捕許可)に関する取扱いについては適用しない。</p>	<p>(許可の有効期間) 第5条 採捕の許可の有効期間は、許可の日から令和7年7月31日までとする。</p> <p>(条 件) 第7条 (略) (1) ～ (3) (略) (新設)</p> <p>(採捕結果報告書) 第8条 採捕の許可を受けた者は、許可の有効期間中の採捕結果を別記様式により、許可の有効期間終了後1箇月以内に、知事に報告しなければならない。</p> <p>(試験研究等の適用除外) 第10条 この方針は、試験研究又は教育実習のための採捕許可に関する取扱いについては適用しない。</p>

刺し網、柴漬、おだ、せん及びはえ縄による採捕許可方針（案）

令和2年11月26日制定

（趣 旨）

第1条 千葉県内水面における水産動植物の採捕の許可（次条に掲げる漁具又は漁法に限る。以下「採捕の許可」という。）に関する取扱いについては、千葉県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（漁具又は漁法）

第2条 この方針に係る漁具又は漁法については、次のとおりとする。

- (1) 刺し網（利根川以外における重ね式刺し網を除く。）
- (2) 柴漬
- (3) おだ
- (4) せん（うけを含む。）
- (5) はえ縄

（許可の基準）

第3条 採捕の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 採捕の許可の対象となる採捕行為は次のとおりとする。
 - ア 漁業権の設定されていない区域で採捕する場合
 - イ 漁業権の設定されている区域において、漁業権の内容となっていない魚種について採捕する場合
- (2) 採捕の許可をすることができる者及び採捕に従事する者は、千葉県内に主たる住所を有している者とする。ただし、次の者はこの限りでない。
 - ア 平成16年7月31日以前から引き続き当該採捕に従事する者
 - イ 許可を受けた者が法人の場合、その採捕に従事する者
- (3) 共同漁業権設定区域において（1）のイの採捕をする場合には、当該漁業権者の同意を得た者でなければ、採捕の許可をすることができない。

ただし、当該区域における当該採捕の許可の有効期間の最終日が、平成13年8月1日以降である許可を有していた者（以下「実績者」という。）については、漁業権者の同意書を必ずしも必要としない。

（採捕する区域）

第4条 採捕する区域は、前条（1）に規定する対象区域のうち、一河川湖沼（支派川を含む。ただし、利根川については、本流及び一支派川ごととする。）ごととする。

ただし、この区域に包含される狭小区域の申請の場合は、この限りでない。

（採捕する期間）

第5条 採捕する期間は、周年とする。ただし、これよりも短期間の申請の場合は、この限りでない。

（許可の有効期間）

第6条 採捕の許可の有効期間は、規則第33条第5項の規定により3年とする。ただし、当該採捕の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

（許可の申請）

第7条 採捕の許可を受けようとする者は、規則第33条第3項の規定による申請書に次の書類を添え知事に提出しなければならない。

- (1) 印鑑証明書

- (2) 漁具の構造及び大きさを表す図面
 - (3) 漁業協同組合員の場合は、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
 - (4) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び船舶所有者の印鑑証明書
 - (5) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
 - (6) 共同漁業権設定区域の場合は、当該漁業権者の同意書（実績者は、必ずしも必要としない。）
 - (7) 適格性に関する申立書
 - (8) 第10条で定める場合は、旧許可証又はその写し及び返納届
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 2 採捕の許可を受けようとする者が複数の申請書をまとめて提出する場合は、前項(1)の書類はまとめた申請書に1通をもって足りるものとする。
- 3 漁業協同組合が、水産事務所及び漁業資源課が管轄する区域ごとに、その区域内に主たる住所地を有している組合員の申請書を取りまとめて提出する場合は、第1項(2)、(3)及び(6)の書類は当該取りまとめた申請書ごとにそれぞれ1通をもって足りるものとする。

(条 件)

第8条 採捕の許可に付する条件は、採捕の種類、採捕する区域及び期間のほか、次のとおりとする。

- (1) 漁具を固定して採捕する場合は、採捕中漁具の見やすいところに許可番号、住所及び氏名（法人の場合は名称）を記入した標識（20センチメートル四方以上）を表示しなければならない。
- (2) せんにより採捕する場合は、(1)に定めるもののほか、使用することのできる漁具は、100個以内とするよう次の条件を加える。ただし、100個未満とした申請を許可する場合は、当該数量を上限とする。
採捕に使用することのできる漁具は、 個以内とする。
- (3) 第5種共同漁業権設定区域内において採捕を行う者は、当該漁業権に基づき採捕する者へ万全の注意を払い、その操業を妨げてはならない。
- (4) 漁業調整上等の必要により、知事が指示した場合には直ちに採捕を中止し、知事の指示に従わなければならない。
- (5) 採捕終了後1月以内に採捕の結果を知事に報告しなければならない。

(採捕結果報告書)

第9条 前条(5)の採捕の結果の報告は別記様式によるものとする。

(採捕の種類、採捕する区域及び期間の変更)

第10条 採捕の許可を受けた者が、採捕の種類、採捕する区域及び期間を変更しようとするときは、許可証を返納するとともに、再度許可を受けなければならない。

(試験研究等の適用除外)

第11条 この方針は、規則第48条の規定による試験研究等の許可（特別採捕許可）に関する取扱いについては適用しない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 さし網、柴漬、おだ、せん及びはえなわによる採捕許可方針（昭和52年7月8日施行。以下「旧方針」という。）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第5条の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和4年7月1日一部改正
- 4 令和7年●月●日一部改正

(別記様式)

〇〇〇〇による採捕結果報告書(年 月～ 年 月)

令和 年 月 日

千葉県知事

様

住 所

氏 名

許可番号 第 号

月	採捕日数(日)	採捕量(kg)	主たる採捕物の種類
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
合計			

(備考)

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

刺し網、柴漬、おだ、せん及びびえ縄による採捕許可方針 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の有効期間) 第6条 採捕の許可の有効期間は、規則第33条第5項の規定により3年とする。 <u>ただし、当該採捕の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</u></p> <p>(条 件) 第8条 (略) (1)～(4) (略) (5) 採捕終了後1月以内に採捕の結果を知事に報告しなければならぬ。</p> <p>(採捕結果報告書) 第9条 前条(4)の採捕の結果の報告は別記様式によるものとする。</p> <p>(試験研究等の適用除外) 第11条 この方針は、規則第48条の規定による試験研究等の許可(特別採捕許可)に関する取扱いについては適用しない。</p>	<p>(許可の有効期間) 第6条 採捕の許可の有効期間は、許可の日から令和7年7月31日までとする。</p> <p>(条 件) 第8条 (略) (1)～(4) (略) (新設)</p> <p>(採捕結果報告書) 第9条 採捕の許可を受けた者は、許可の有効期間中の採捕結果を別記様式により、<u>許可の有効期間終了後1箇月以内に、知事に報告しなければならぬ。</u></p> <p>(試験研究等の適用除外) 第11条 この方針は、試験研究又は教育実習のための採捕許可に関する取扱いについては適用しない。</p>

張網、ふくろ網及び建干網による採捕許可方針（案）

令和2年11月26日制定

（趣 旨）

第1条 千葉県内水面における水産動植物の採捕の許可（次条に掲げる漁具又は漁法に限る。以下「採捕の許可」という。）に関する取扱いについては、千葉県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（漁具又は漁法）

第2条 この方針に係る漁具又は漁法については、次のとおりとする。

- (1) 張網
- (2) ふくろ網（掛ぶくろ網、地ごく網、かし木張網、落とし網、長ぶくろ網、張切網及びこれらに類するものを含む。）
- (3) 建干網（干し揚げ）

（許可の基準）

第3条 採捕の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 採捕の許可の対象となる採捕行為は次のとおりとする。
 - ア 漁業権の設定されていない区域で採捕する場合
 - イ 漁業権の設定されている区域において、漁業権の内容となっていない魚種について採捕する場合
- (2) 採捕の許可をすることができる者及び採捕に従事する者は、千葉県内に主たる住所地を有している者とする。ただし、許可を受けた者が法人の場合、その採捕に従事する者は、この限りでない。
- (3) 共同漁業権設定区域において（1）のイの採捕をする場合には、当該漁業権者の同意を得た者でなければ、採捕の許可をすることができない。

ただし、当該区域における当該採捕の許可の有効期間の最終日が、昭和51年8月1日以降である許可を有していた者（以下「実績者」という。）については、漁業権者の同意書を必ずしも必要としない。

（採捕する区域）

第4条 採捕する区域は、前条（1）に規定する対象区域のうち、一河川湖沼（支派川を含む。ただし、利根川については、本流及び一支派川ごととする。）ごととする。

ただし、この区域に包含される狭小区域の申請の場合は、この限りでない。

（採捕する期間）

第5条 採捕する期間は、周年とする。ただし、これよりも短期間の申請の場合は、この限りでない。

（許可の有効期間）

第6条 採捕の許可の有効期間は、規則第33条第5項の規定により3年とする。ただし、当該採捕の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

（許可の申請）

第7条 採捕の許可を受けようとする者は、規則第33条第3項の規定による申請書に次の書類を添え知事に提出しなければならない。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 漁具の構造及び大きさを表す図面
- (3) 漁業協同組合員の場合は、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

- (4) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び船舶所有者の印鑑証明書
 - (5) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
 - (6) 共同漁業権設定区域の場合は、当該漁業権者の同意書（実績者は、必ずしも必要としない。）
 - (7) 適格性に関する申立書
 - (8) 第10条で定める場合は、旧許可証又はその写し及び返納届
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 2 採捕の許可を受けようとする者が複数の申請書をまとめて提出する場合は、前項(1)の書類はまとめた申請書に1通をもって足りるものとする。
- 3 漁業協同組合が、水産事務所及び漁業資源課が管轄する区域ごとに、その区域内に主たる住所地を有している組合員の申請書を取りまとめて提出する場合は、第1項(2)、(3)及び(6)の書類は当該取りまとめた申請書ごとにそれぞれ1通をもって足りるものとする。

(条 件)

第8条 採捕の許可に付する条件は、採捕の種類、採捕する区域及び期間のほか、次のとおりとする。

- (1) 採捕中漁具の見やすいところに許可番号、住所及び氏名（法人の場合は名称）を記入した標識（20センチメートル四方以上）を表示しなければならない。
- (2) 利根川本支派川において張網及びふくろ網により採捕する場合は、(1)に定めるもののほか、使用することのできる漁具は、30統以内とするよう次の条件を加える。ただし、30統未満とした申請を許可する場合は、当該数量を上限とする。採捕に使用することのできる漁具は、 統以内とする。
- (3) 利根川本支派川以外の区域において張網及びふくろ網により採捕する場合は、(1)に定めるもののほか、使用することのできる漁具は、10統以内とするよう次の条件を加える。ただし、10統未満とした申請を許可する場合は、当該数量を上限とする。採捕に使用することのできる漁具は、 統以内とする。
- (4) 第5種共同漁業権設定区域内において採捕を行う者は、当該漁業権に基づき採捕する者へ万全の注意を払い、その操業を妨げてはならない。
- (5) 漁業調整上等の必要により、知事が指示した場合には直ちに採捕を中止し、知事の指示に従わなければならない。
- (6) 採捕終了後1月以内に採捕の結果を知事に報告しなければならない。

(採捕結果報告書)

第9条 前条(6)の採捕の結果の報告は別記様式によるものとする。

(採捕の種類、採捕する区域及び期間の変更)

第10条 採捕の許可を受けた者が、採捕の種類、採捕する区域及び期間を変更しようとするときは、許可証を返納するとともに、再度許可を受けなければならない。

(試験研究等の適用除外)

第11条 この方針は、規則第48条の規定による試験研究等の許可（特別採捕許可）に関する取扱いについては適用しない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 張網、ふくろ網及び建干網による採捕許可方針（昭和52年7月8日施行。以下「旧方針」という。）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第5条の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

3 令和4年7月1日一部改正

4 令和7年●月●日一部改正

(別記様式)

〇〇〇〇による採捕結果報告書 (年 月～ 年 月)
令和 年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

許可番号 第 号

月	採捕日数 (日)	採捕量 (kg)	主たる採捕物の種類
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
合計			

(備考)

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

張網、ふくろ網及び建干網による採捕許可方針 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の有効期間) 第6条 採捕の許可の有効期間は、規則第33条第5項の規定により3年とする。 ただし、当該採捕の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。</p> <p>(条 件) 第8条 (略) (1)～(5) (略) (6) 採捕終了後1月以内に採捕の結果を知事に報告しなければならぬ。</p> <p>(採捕結果報告書) 第9条 前条(6)の採捕の結果の報告は別記様式によるものとする。</p> <p>(試験研究等の適用除外) 第11条 この方針は、規則第48条の規定による試験研究等の許可(特別採捕許可)に関する取扱いについては適用しない。</p>	<p>(許可の有効期間) 第6条 採捕の許可の有効期間は、許可の日から令和7年7月31日までとする。</p> <p>(条 件) 第8条 (略) (1)～(5) (略) (新設)</p> <p>(採捕結果報告書) 第9条 採捕の許可を受けた者は、許可の有効期間中の採捕結果を別記様式により、許可の有効期間終了後1箇月以内に、知事に報告しなければならない。</p> <p>(試験研究等の適用除外) 第11条 この方針は、試験研究又は教育実習のための採捕許可に関する取扱いについては適用しない。</p>

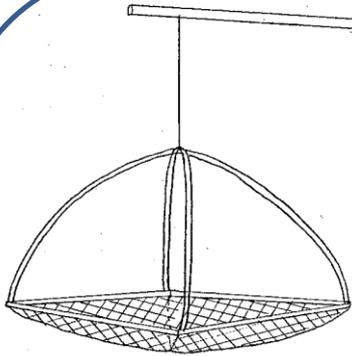
水産動植物の採捕の許可件数一覧

各年4月1日現在

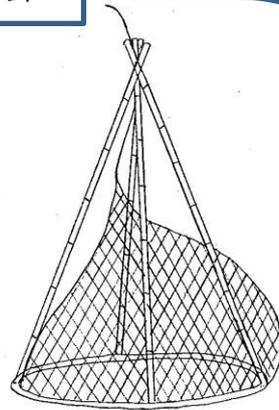
漁具・漁法	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年	平成28年	平成31年	令和4年	令和7年				
								銚子管内	館山管内	勝浦管内	漁業資源課管内	
四手網	11	7	7	7	5	1	3	1	2	0	0	
かぶせ網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
投網	279	311	364	337	247	300	166	11	88	13	20	
すくい網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うなぎ鎌	63	60	52	42	35	33	28	28	0	0	0	
地びき網	8	2	6	6	14	14	14	0	6	0	0	
刺し網	198	229	220	162	124	92	67	25	13	19	9	
柴漬	38	36	32	20	17	15	15	7	1	7	4	
おだ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
せん	152	177	343	347	476	445	342	84	117	54	71	
はえ縄	80	90	77	70	62	46	36	13	12	7	2	
張網	22	20	22	15	10	8	5	4	0	0	1	
ふくろ網	80	58	64	58	52	47	45	22	11	6	6	
建干網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	931	990	1,187	1,064	1,042	1,001	721	664	195	250	106	113

内水面水産動植物の採捕許可方針と漁具

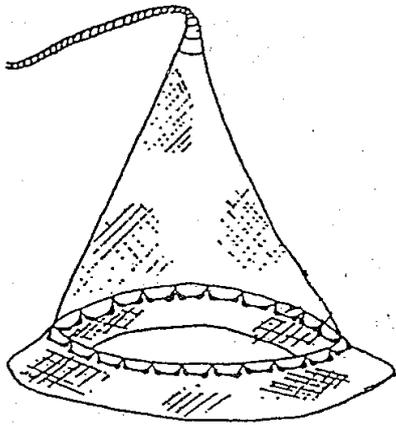
内水面水産動植物採捕許可方針



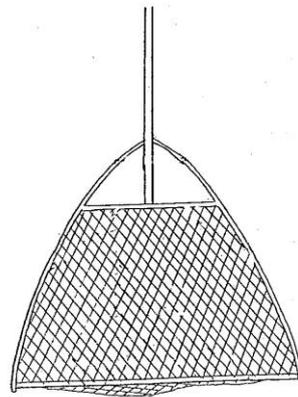
(1) 四手網



(2) かぶせ網

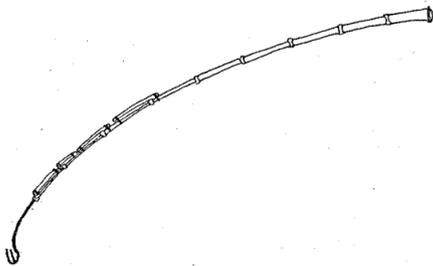


(3) 投網



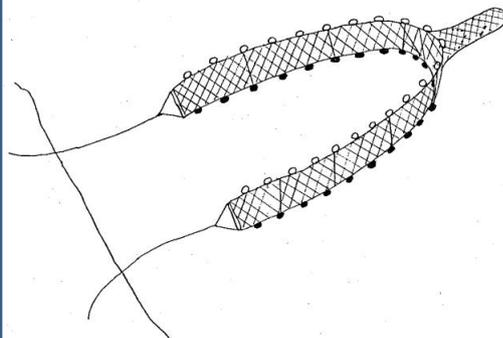
(4) すくい網

うなぎ鎌による採捕許可方針



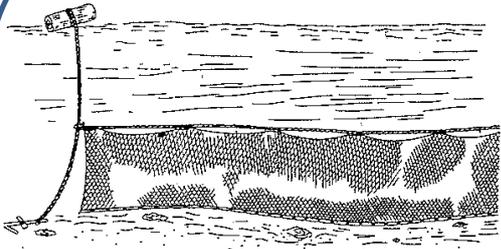
うなぎ鎌

地びき網による採捕許可方針

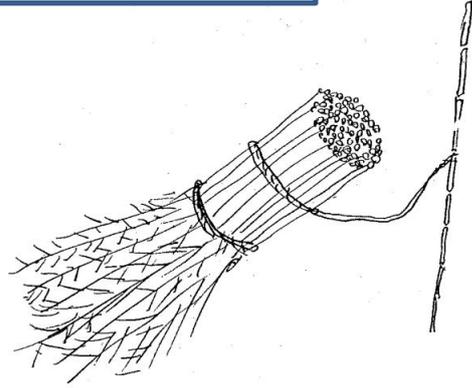


地びき網

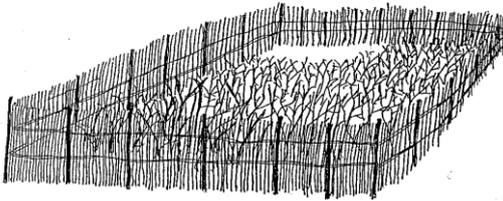
刺し網、柴漬、おだ、せん及びはえ縄による採捕許可方針



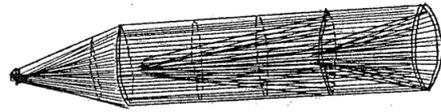
刺し網



柴漬



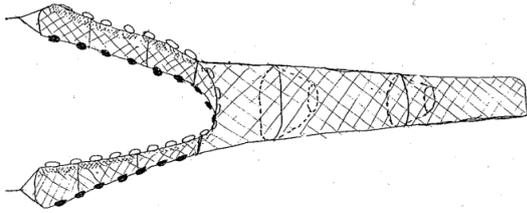
おだ



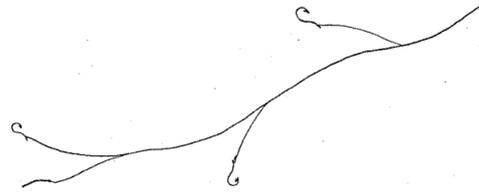
せん



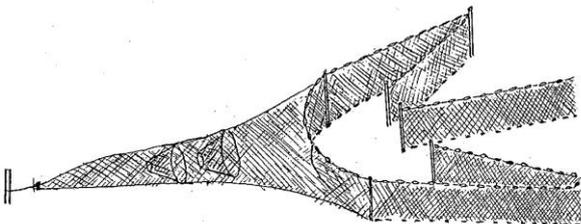
張網、ふくろ網及び建干網による採捕許可方針



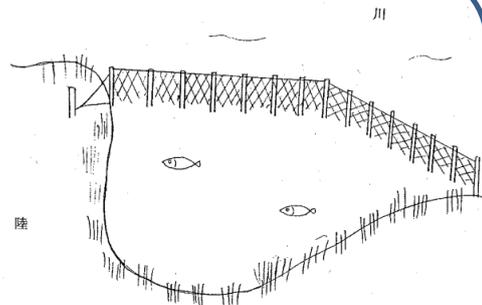
ふくろ網



はえ縄



張網



建干網

第3号議案

千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について

このことについて、別添（案）のとおり定めることについて審議されたい。

令和7年6月25日

会長 立岡 大助

千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年 月 日

千葉県内水面漁場管理委員会会長 立岡 大助

千葉県内水面漁場管理委員会告示第 号

千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉県内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第五条第二項中「により処分通知等」の下に「（当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。）」を加え、「当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項」を「その情報を同項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第五条第三項中「電子署名」の下に「及び前項ただし書に規定する措置」を加える。

第七条第一項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附 則

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

○千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

新旧対照表

新	旧
<p>千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程</p> <p>平成十八年三月七日 内水面漁場管理委員会告示第一号</p> <p>改正 平成二十七年一〇月三〇日内水面 漁場管理委員会告示第一号</p> <p>千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、他の法令又は条例若しくは規程に特別の定めのある場合を除くほか、千葉県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名</p> <p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p> <p>二 電子証明書 申請等を行う者又は委員会が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。</p>	<p>千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程</p> <p>平成十八年三月七日 内水面漁場管理委員会告示第一号</p> <p>改正 平成二十七年一〇月三〇日内水面 漁場管理委員会告示第一号</p> <p>千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、他の法令又は条例若しくは規程に特別の定めのある場合を除くほか、千葉県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>二 電子証明書 申請等を行う者又は委員会が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。</p>

2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第三条 この規程は、委員会が別に定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他委員会が必要と認める事項を、委員会の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて次の各号に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能
- 二 委員会の使用に係る電子計算機と通信する機能

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（委員会の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、委員会の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書
- 二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

- 三 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書
- 四 前各号に掲げるもののほか、委員会が定める電子証明書

3 条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であつて前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記

2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第三条 この規程は、委員会が別に定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他委員会が必要と認める事項を、委員会の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて次の各号に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能
- 二 委員会の使用に係る電子計算機と通信する機能

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（委員会の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、委員会の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書
- 二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

- 三 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書
- 四 前各号に掲げるもののほか、委員会が定める電子証明書

3 条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であつて前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記

録されるものに限る。)及び前項ただし書に規定する措置とする。

4 第一項の規定により申請等を行う者は、委員会の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならぬ。

5 委員会は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、委員会の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、委員会の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五條 委員会は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会の定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により処分通知等(当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。)を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、その情報を同項に規定するファイルに記録しなければならない。ただし、委員会の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名及び前項ただし書に規定する措置とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第六條 委員会は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をイン

録されるものに限る。)及び前項ただし書に規定する措置とする。

4 第一項の規定により申請等を行う者は、委員会の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならぬ。

5 委員会は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、委員会の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、委員会の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五條 委員会は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会の定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3 条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第六條 委員会は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をイン

ターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第七条 委員会は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により行うものとする。この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービスクラス(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

一 夕活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービスクラス(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等への準用)

第八条 委員会の所管する事務に係る手続等であつて条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規程に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。

(委任)

第九条 この規程に定めるもののほか、委員会の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成十八年三月十日から施行する。

附 則 (平成二十七年十月三十日内水面漁場管理委員会告示第一号)

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

ターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第七条 委員会は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等への準用)

第八条 委員会の所管する事務に係る手続等であつて条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規程に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。

(委任)

第九条 この規程に定めるもののほか、委員会の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成十八年三月十日から施行する。

附 則 (平成二十七年十月三十日内水面漁場管理委員会告示第一号)

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

第4号議案

令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック
協議会について

このことについて、別添（案）の内容について審議されたい。

令和7年6月25日

会長 立岡 大助

令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会 東日本ブロック協議会の開催について（案）

1 会議の趣旨

全国内水面漁場管理委員会連合会では国内を3ブロック（東日本、中日本、西日本）に区分し、各ブロック内で各県持ち回りのもと毎年度協議会を開催しており、本年度の東日本ブロックは千葉県が当番県（幹事県）となっている。（R7年5月30日開催の全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会での決定）

会議は内水面漁場に係る総合的利用のあり方及び直面する諸課題等について情報交換と解決方策等を協議・検討するとともに、会員相互の連携を密にすることを目的としている。

2 主催者 全国内水面漁場管理委員会連合会（東日本ブロック）

3 幹事県（開催県） 千葉県

4 開催日 令和7年10月28日（火）～29日（水）

5 参集範囲

北海道～神奈川県 の13都道県の漁場管理委員及び事務局職員
計50名程度

（北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、東京都、千葉県、神奈川県（埼玉県除く））

6 来賓（現在、調整中）

水産庁（資源管理部管理調整課）

千葉県（農林水産部水産局長）

7 会場

1日目：ブロック会議〈千葉市内「京成ホテルミラマーレ」〉

2日目：バスによる視察（印旛沼方面）

8 千葉県内水面漁場管理委員会の対応

全員に出席を依頼（情報交換会、視察については希望者）

9 協議会の概要

1日目 会議 【14：30～】

(1) 議事項目 (例年)

- ①次年度中央省庁に対する提案項目案について
- ②ブロック内照会・協議事項について
- ③次回開催県について (秋田県)

(2) 講演

①行政トピックス

講師：水産庁行政官

内容：(外来魚対策など現在調整中)

②増殖関連の話題提供

講師：水産研究・教育機構 水産技術研究所 中村智幸 主任研究員

内容：経費負担を抑えた効果的な増殖手法について (現在調整中)

(3) 情報交換会 【18：00頃～】「京成ホテルミラマーレ内」

[県産水産物の提供]

- ①ホンモロコ：手賀沼漁協産
- ②木更津おかそだちサーモン：FRD ジャパン

2日目 視察 (現在、詳細を調整中)

8：00頃	集合場所 発
	(バスにて移動)
9：30頃～	内水面水産研究所 (講演、施設見学)
	
10：45頃～	佐倉ふるさと広場 (植生帯整備護岸 視察)
	
11：45頃～	印旛沼漁業協同組合
	(昼食)
14：00～30頃	JR 千葉駅周辺にて解散 (予定)